

京都市上下水道局告示第68号

京都市指定下水道工事業者から京都市指定下水道工事業者規程第9条第2項第1号及び第2号の規定に基づき代表者及び商号の変更届の提出がありましたので、同規程第31条第1項第4号の規定に基づき告示します。

平成27年2月27日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 水田 雅博

1 届出業者名等

京都市西京区桂上野中町209番地

コトブキ住設

伊勢村 敏一

2 変更事項

(代表者の変更)

伊勢村 成子から伊勢村 敏一に変更

(商号の変更)

寿屋ガス風呂店からコトブキ住設に変更

(上下水道局下水道部管理課)